別表十二(十一)
「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

新関西国際空港株式会社に対し空港用地を貸し付けた日			1	平　・　・	翌期繰越額の計算	期首関西国際空港用地整備準備金の金額		16	円
当期積立額			2	円		当期益金算入額	均等益金算入額の計算 基準事業年度等の終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額	17	
(2)の内訳	(2)のうち損金経理による積立額		3				均等益金算入額 (17)×――	18	
	(2)のうち剰余金の処分による積立額		4				同上以外の場合による益金算入額	19	
積立限度額の計算	空港用地取得価額基準額の計算	平成24年7月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時における空港用地の帳簿価額	5				計 (18)＋(19)	20	
		空港用地取得価額基準額 (5)×1/10	6			当期積立額のうち損金算入額 (15)		21	
	所得基準額の計算	指定会社所得金額又は指定会社連結所得金額 (別表四「41の①」)又は(別表四の二「48の①」＋「49の①」＋「50の①」＋「51の①」)	7			期末関西国際空港用地整備準備金の金額 (16)－(20)＋(21)		22	
		新関空会社所得金額	8		貸借対照表の	貸借対照表に計上されている関西国際空港用地整備準備金		23	
		新関空会社欠損金額	9			差引 (23)－(22)		24	
		(((7)＋(8))又は((7)－(9)))×20/100 (マイナスの場合は0)	10			貸借対照表の取崩不足額 ((23)－前期の(23)))		25	
		所得基準額 (7)－(10)	11			度超過額 －(14)		26	
算	債務算	(マイナスの場合は0)			差額の明細	当期に生じた差額の合計額 (25)＋(26)		27	
	積立限度額 ((6)、(11)と(13)のうち少ない金額)		14			前期以前分	前期末における差額 (前期の(24))	28	
当期積立額のうち損金算入額 ((2)と(14)のうち少ない金額)			15						

「15」欄

関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の57第１項」
② 「区分番号」欄：「10404」
③ 「適用額」欄：「15」欄の金額